

【第2章】

＜競争政策・金融＞

（1）競争政策及び金融分野における規制の在り方についての基本的考え方

① 競争政策分野

我が国の経済・社会の活性化のためには、競争政策の推進が一層重要な課題となっている。規制改革の推進はルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済・社会を実現していくという点で競争政策と同一の目標を有し、規制改革の推進と競争政策の強化は、我が国経済社会の構造改革を進めていく上で、車の両輪であると考えられる。

② 金融分野

1996年11月に始まった金融ビッグバンから10年が経過し、数多くの規制緩和等が金融分野において進められてきた。しかしながら、我が国の経済・社会の活性化のためには、より一層の金融分野の規制改革を進めていくことが求められている。

このような観点から、金融分野については、引き続き伝統的な間接金融から市場型間接金融へと軸足を移して、貯蓄から投資へという流れを促進し、成長産業・企業に資金が円滑に流れる構造を構築していくことが必要である。

（2）今後の競争政策及び金融分野における規制の見直しの視点及び方向性について

① 競争政策分野

今後とも規制改革の推進において、競争政策が果たす役割は引き続き重要なものであり、競争政策の基本法である独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））のエンフォースメントの強化及びそれを支える公正取引委員会の体制の見直しについて、引き続き積極的に取り組みを進めていくことが必要である。

② 金融分野

我が国の経済・社会の活性化に向けた金融分野の規制改革については、以下の視点及び方向性が考えられる。

第一に、金融機能に着目したシステムの構築である。個々の金融機関については、金融サービス利用者の利便性の向上のため、業態の垣根を撤廃して横断的な金融サ

ービスの提供を可能にすることによって、変革を促す必要がある。その際、個々の金融機関においては、業務の多様化・複雑化に対応して総合的なリスク管理が求められるようになってきており、そのような状況の下では、伝統的な他業禁止という考え方は適切とはいえず、これに代えて各類型の金融機関の業務の在り方という観点からその業務範囲に関する規制の見直しがなされるべきである。

このような観点から、金融商品取引法制を整備する法改正が成立したところであり、まずはこの円滑な施行や適切な運用を行い、その施行状況等を踏まえ、引き続き検討を進める。証券取引法（昭和23年法律第25号）を改組した金融商品取引法についても必要な見直し、ステップアップを行っていくべきであり、また、公的金融機関と民間金融機関の在り方、協同組織金融機関と株式会社銀行の在り方、保険と各種共済の在り方等についても、経済社会に果たす機能面に着目し、制度の現代化及び競争上のルールを平等にする観点等から、必要な見直しを進めていくべきである。

第二に、経済的実質に即した金融業法の再構築である。業法の実効性を高める観点からは、業法のルールを私法上の概念への依存から解放し、経済的実質を一層重視したものにするといった業法の法制を展望する必要がある。例えば、私法上の契約の締結の有無であるとか、株式会社・組合・信託といった私法上の組織形態に関する法形式、あるいは代理・取次ぎ・媒介等といった取引に関する私法上の法形式にとらわれないで、経済的実質に即して業法を再構築することが求められており、必要な規制の見直しを進めていくべきである。

第三に、金融市場のルールの明確化である。市場のルールについては、①経済法規は行為の「形式」で判断するのではなく、経済的実質を一層重視したものとすべきであり、②一方で市場参加者にとってルールの明確さと公正さは重要であり、その視点から明確化を図っていく必要がある。「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、市場ルールを明確化するためには、ルールの適用に関する予見可能性を高めることが重要であり、引き続き必要な規制の見直しを進めていくべきである。

第四に、金融市場におけるエンフォースメント（ルールの実効性の確保）の強化である。不公正取引や粉飾決算といった市場におけるルール違反に対しては、厳格な対処が必要でありるが、現在、こうした違反に対するエンフォースメントの一層の強化が望まれている。は十分であるとはいえない。不公正取引や粉飾決算等のディスクロージャー違反といったルール違反が次々と明るみに出てくる現状においては、私人によるエンフォースメント（証券取引法や金融商品販売法等の規定に基づく私人による損害賠償請求訴訟等）も次第に注目されつつあるが、同時に、刑事告発に至らない事案について、これまで、私人によるエンフォースメント（証券取引法や金融商品販売法等の規定に基づく私人による損害賠償請求訴訟等）がほとんど

~~存在せず、不公正取引や粉飾決算等のディスクロージャー違反といったルール違反が次々と明るみに出てくる現状においては、刑事告発に至らない事案についても、行政上の措置である課徴金制度の運用を強化することにより、エンフォースメントの実効性を向上させ、ルール違反の抑止力を高めるべきである。例えば、相場操作やインサイダー取引など資本市場における不公正な取引に対しては、一層のエンフォースメントの強化を図る。法が厳しく監視・禁止するなど、法がもっと前面に出る必要がある、エンフォースメントの強化に当たっては、米国SECのような強力な番人が必要である。日本版SECを視野に入れた、金融商品取引法のさらなる見直しを進めていくべきである。~~

第五に、技術革新・国際金融動向に則した制度対応である。情報通信分野をはじめとする技術の進歩や国際金融市場の変化はかつてない速度で進んでいるが、それへの対応は、我が国経済活動にかかわる法的インフラを現在の環境に沿うように現代化するもので、我が国の法制度を世界に遜色のないものにするために不可欠な改革である。金融分野においても、~~例えば、電子的支払サービスの急速な普及等に対しては、利用者保護や決済の安全性利用者保護~~にも十分留意しつつ、変化の速度に遅れることなく、必要な~~制度対応を迅速に行っていくべきである検討を進めるべきである。~~

【第3章】

＜競争政策・法務・金融＞

（1）競争政策

① 金融分野における競争政策の一層の推進【平成19年度措置】

我が国の経済・社会の活性化のためには、競争政策の推進が一層重要な課題となっており、金融分野においても競争政策の推進は重要な課題である。

したがって、金融庁においても、競争政策の推進という観点から金融分野の法制の在り方及びその運用について点検をし、必要な措置を講ずるべきである。

また、競争政策を進める上で、エンフォースメント（ルールの実効性の確保）の見直し・強化も併せて検討し、必要な措置を講ずるべきである。

② 企業結合規制における届出制度の見直し【平成19年度措置】

企業結合審査に要する提出資料は膨大であり、届出側及び審査側双方にとって、煩雑な手続となっている。

したがって、当該制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を公正取引委員会において把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるべきである。

（２）法務

① 民法及び商法における法定利率制度の見直し【平成 19 年度結論】

我が国における法定利率は、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 404 条において年五分、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）第 514 条において年六分と規定され、その何れもが施行後 100 年余りの間、一度も改正されることなく現在に至っている。

民法第404条において民事法定利率が年五分とされたのは、制定に当たって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年 5 % の利息を生ずべきものと考えられたからとされるが、ここ 10 年程の間、過去に類例を見ないほど低水準にある我が国の金利の現状を勘案すれば、民法及び商法における法定利率制度の在り方を見直すべきと考えられる。

実際に、フランスにおいては、1975 年に法定利率に変動金利が導入されている他、ドイツにおいても、2002 年に民法典第 247 条が規定する基礎利率を 3.62 % とした上で、欧州中央銀行主要再割引操作利率を関連利率とし、毎年 2 回、1 月と 7 月に変動させて官報に公示するとの改正が行われた。また、我が国においては、大蔵省（当時）の審議会である税制調査会による「平成 11 年度の税制改正に関する答申」（平成 10 年 12 月 16 日）を踏まえ、法人税・所得税・相続税に係る利子税の算出に当たって、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号により規定される商業手形の基準割引率（いわゆる公定歩合）を基礎として、各年の利子税の割合を変動させるとの内容で租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 93 条が設けられた。

したがって、こうした周辺事例も参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することを検討し、結論を得るべきである。

なお、法定利率に基づく金利は、契約当事者が自ら計算して決済する場合があることを考え併せれば、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担について十分な配慮が必要とされるところ、その水準の見直しは長期的かつ幅広い観点から検討すべきである。

② 未公開会社（株式譲渡制限会社）が特定の株主から自己株式を取得する際に他の

株主が買取を請求できる期間の確保【平成 19 年度結論】

特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則 5 日前までに請求しなければならないため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない、郵送の状況によっては、権利を行使できないケースも起き得る。

現在、会社法施行規則において、定款で 5 日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買い取り請求期間が確保された定款とするように促し実現させることは困難である。このため、その他株主が買取を求めることができるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。

したがって、株式譲渡制限会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間（当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで）を 1 週間程度確保すべきである。

（3）金融

① 勧告・告発といった証券取引等監視委員会の有する権能の一層の活用【逐次実施】

委員会は、勧告、告発に向けて、その取組を強化することにより、市場におけるルール違反には厳格に対処するという姿勢を明らかにする。

その際には、~~公益通報（内部告発）一般投資者等からの~~を通じた情報の収集の強化、証券業協会や証券取引所といった自主規制機関との連携の強化、民間のノウハウの活用を図る。

その他、委員会は、「有価証券報告書等検査処理状況」において、検査の実施状況を公表しているが、このような取組を通じて、引き続き監視機関としての活動状況を市場に周知し、ルール違反に対する抑止力を高めるよう努める。

② 課徴金制度の適用強化を通じた市場ルールのエンフォースメント強化【逐次実施】

金融庁及び委員会は、課徴金制度の運用について、一層の強化に努める。そのため、委員会は、アの取組を通じて課徴金納付命令の前提となる勧告制度の運用を強化する。

そして、金融庁は、課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を行う。

③ 市場の実情に応じたルールの迅速な見直しに向けた建議等の実施【逐次実施】

委員会は、常に制度的な問題が生じていないかとの観点からその調査・検査を実施し、ルールが市場の実情に応じたものとなっていないと判断される場合には、直ちに建議等を行い、金融庁はそれらを踏まえて迅速に施策を実施する。その際、可能な限り当該施策の実施に至るまでの透明性の向上を図る。

④ 包括的な消費者信用法制の整備【平成 19 年度検討】

業態を超えた横断的な金融サービスの提供が可能となるなかで、消費者が信用供与を受ける形態は多様化してきており、その間に、過剰貸付、多重債務、利用者被害といった問題が多く発生している。

消費者信用分野における諸問題については、金融サービスの横断化の流れに対応する観点から、各業態等における取引実態等を踏まえつつ、消費者信用分野全体の観点から検討されるべきであるが、消費者信用に関する現行の法制度は、消費者金融、販売信用がそれぞれ縦割りに規制されており、その内容の統一性が図られていない状況にある。また、消費者金融については、現在、多重債務の防止を主眼として、具体的な法制整備が進められているところであるが、販売信用においては、これと直接同時に法制整備が行われていない。

したがって、消費者信用分野においては、消費者金融との整合性も視野に入れながら販売信用に係る具体的な法制整備を進め、中期的には、関係省庁が連携の上、各業態等における取引実態等に留意しつつ、共通化すべき事項等について法制の統一を行うこと等につき、検討を行うべきである。

⑤ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成 19 年度検討開始】

信用金庫・信用組合を含めた協同組織金融機関の業務及び組織について、その存立意義の視点からの検討は、平成 2 年 7 月 13 日付けの金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を最後に、本格的な見直しが行われていない。それ以降、既に約 16 年が経過し、その間、協同組織金融機関を巡る環境は大きく変化しており、現在の金融・経済状況に則した規制改革が必要である。

したがって、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織の在り方について、これまでの要望事項や株式会社組織の金融機関との平仄を含めた抜本的かつ総合的な視点から見直しを行うべきである。以下ア～クの各論の検討も含めた抜本的かつ総合的な視点から見直しを行うべきである。

なお、検討に当たっては、「協同組織性＝一人一票の組織運営」と位置づけ、業務は株式会社組織の金融機関と平仄を揃えることを原則とすべきである。

~~ア 員外取引制限の緩和（員外利用枠の創設）【平成 19 年度検討】~~

~~信用金庫及び信用組合の会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引は、信用金庫及び信用組合が会員の相互扶助を目的とする協同組織金融機関であることから、法令で定めるもの（預金等担保貸付け、卒業生に対する貸付け等）に限定されている。同様の理由により、債務保証、手形引受け等も一定の制限が設けられている。~~

~~また、信用金庫連合会及び信用協同組合連合会の員外取引も、一定の制約が設けられている。~~

~~他方、同じ協同組織金融機関である農業協同組合および水産業協同組合ならびにこれらの連合会は、組合員または会員を相手方とする取引を原則としながらも、幅広く員外取引が許容されている。~~

~~したがって、信用金庫及び信用組合等の員外取引についても、取引を限定するのではなく、一定の枠内であれば信用金庫及び信用組合等が自由に員外取引を行えるようにし、地域における多様な資金ニーズ等に対応できるようにすべきである。~~

~~イ 資金調達手段の多様化【平成 19 年度検討】~~

~~信用金庫及び信用組合は、債券の発行が認められていない。債券発行については、明文の規定がない法人や個人であっても債券発行は可能であるとする有力な学説があり、判例もこれを認めている。会社法において社債発行に関する規定が設けられているのは、社債の応募者や社債権者の保護が必要であるからであって、債券発行に関する規定が存在しないことをもって債券発行を認めない趣旨とみるべきではないと解されている。~~

~~現に農林中央金庫、商工組合中央金庫は債券発行が認められており、また、協同組織金融機関と同様に社員の相互扶助を目的とする保険相互会社についても社債発行が認められている。~~

~~信用金庫及び信用組合が中小企業の長期資金需要の高まりや住宅ローンの増加、コンピュータシステム等の設備投資の増大等に適切に対応するためには、長期資金の調達手段を多様化することは重要であり、また、自己資本を充実する手段として、劣後債や新優先出資予約権付債券の発行を解禁することも有効であることから、信用金庫及び信用組合における債券の発行を認めるべきである。~~

~~ウ 組織再編に関する規整の整備【平成 19 年度検討】~~

~~会社法（商法）においては、会社の組織再編行為に関して、平成 9 年の合併法~~

~~制の見直し、平成 11 年の株式交換および株式移転の制度の新設、平成 12 年の会社分割制度の創設、平成 17 年の合併等の対価の柔軟化や株式会社と持分会社間の組織変更および合併等の容認等の改正が次々に行われた。他方、信用金庫法については、信用金庫、信用組合及びその連合会の組織再編に関する規整の整備がほとんど行われてこなかった。このため、信用金庫及び信用組合等の再編は、合併または事業譲渡もしくは譲受けによるしか方法がなく、会社分割と類似の組織再編行為によりその事業を他の信用金庫等に承継させることができない。また、①組織再編行為に反対した優先出資者の優先出資買取請求権が認められていない、②合併の際の優先出資証券提出手続と簡易異議催告手続に関する規定が定められていない、③一般の会社との間で組織再編行為を行うことが認められないので、合併等により子会社を設立して事業の一部を本体から切り離したり、子会社を本体に吸収したりすることが不自由である、④連合会は合併転換法の適用対象外であるなど、信用金庫及び信用組合等の組織再編行為に関する規整の整備は必ずしも十分と言えないは状況にある。~~

~~したがって、信用金庫及び信用組合等においても、柔軟な組織再編が可能となるよう規整の整備を図るべきである。~~

~~エ 純資産の部の計数変動の柔軟化【平成 19 年度検討】~~

~~銀行の場合、資本金の額の減少に伴って総株主を対象に払戻しを行うことができるほか、特定の株主から自己株式を買い受けることにより一部の株主のみに払戻しを行うことも可能である。他方、信用金庫、信用組合および連合会については、資本減少の方法としては出資 1 口の金額の減少しか認められていないことから、一部の会員の持分について払戻しを行うことができない。資本減少に伴う払戻しは、事業の縮小等により余剰となった事業資金を会員に返還する等のために行われるが、会員の中には必要最小限の出資しか拠出していない者も多く、総会員を対象に出資 1 口の金額の減少を行ってしまうと、これらの小口出資会員が会員資格を失ったり、追加出資を求められたりすることになってしまうため、特定の大口出資者から自己持分を譲り受けてこれを消却するというニーズもあり得るところである。~~

~~また、信用金庫及び信用組合等は、財務の健全性を確保して預金者の保護を図るため自己資本比率規制等が課せられているが、事業に伴うリスクに比べて明らかに過大な自己資本を抱えることを強制するのは信用金庫等の資本効率を低下させるため適当ではないと考えられる。~~

~~さらに、銀行については、法定準備金の額を減少して、欠損金の額を減少させることのほか、資本に組み入れたり、剰余金の額を増加させたりすることも認め~~

~~られている。他方、信用金庫及び信用組合等の法定準備金は、欠損てん補目的以外には取り崩すことが認められていないため、銀行のように必要に応じて資本構成を弾力的に変更することができない。~~

~~したがって、信用金庫及び信用組合等が不要な資本を会員に返還することが円滑にできるよう必要な措置を講じるべきである。~~

~~オ 定款および業務の種類または方法の変更の認可制から届出制への移行【平成 19 年度検討】~~

~~信用金庫、信用組合及びその連合会による定款および業務の種類または方法の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならないため、原則として、定款および業務方法書に記載されたあらゆる事項が認可制となってしまうことから、機動的な事業展開を行ううえで多大な障害となっている。このため、定款および業務の種類または方法の変更については届出制にするとともに、認可事項とする必要があるものについては別の規定で定めるよう改めるべきである。~~

~~カ 員外貸出先の拡充【平成 19 年度検討】~~

~~特殊法人改革に合わせて、89 の国立大学法人と 4 の大学共同利用機関法人が平成 16 年 4 月 1 日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第 8 条が平成 17 年 12 月 28 日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成 17 年 3 月に民間金融機関からシンジケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。~~

~~地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付けが認められたことにより貸付けが可能となったことから、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に信用金庫の貸付けを認めるべきである。~~

~~キ 出資による配当の導入【平成 19 年度措置】~~

~~信用金庫の会員自治に基づく総(代)会決議で、現金配当とともに、出資による配当を選択できるようになれば、会員による自治がより強固なものになると考えられることから、現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにすべきである。~~

~~ク 定款への従たる事務所の記載を廃止し、業務方法書の記載事項とする【平成 19~~

~~年度検討】~~

~~信用金庫及び信用組合の事務所を定款の絶対的必要記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。~~

~~また、絶対的必要記載事項とはしなくても、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。~~

~~したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高める趣旨から、業務方法書の記載事項とすべきである。~~

⑥ 各分野における個別事項

ア 預金取扱金融機関

（ア）信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和【平成 19 年度結論】

信用保証協会保証付債権の譲渡については、平成 17 年度の政令改正によって譲渡先にサービサーや再生ファンドが追加されたが、譲渡の条件として、「再生支援協議会が関与して策定された再生案件等」の要件が求められている。

信用保証協会保証付債権の譲渡範囲については、その拡大によって、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資するとともに、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。近年の企業再生が、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間における取組みも進められてきたことも踏まえ、本年 4 月より、信用保証協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定せず、各保証協会が設置する「再生委員会」の承認を得た再建計画に基づく場合も対象とするよう運用通達が発出されたところである。

したがって、今後は「再生委員会」の承認した案件の実績等をフォローする等の方法により、措置の十分性の検討を行うとともに、財政負担については慎重に判断を行いつつ、追加施策の要否について、結論を得るべきである。

（イ）銀行等による「ラップ口座」契約締結の代理または媒介の解禁の容認【平成 19 年度検討措置】

現在、銀行等は、顧客から要望があった場合「ラップ口座」サービスを提供

する証券会社を紹介することや広告等を含めた勧誘は行っているが、契約締結権限はない。

現在、銀行等は、顧客から要望があれば「ラップ口座」サービスを提供する証券会社を紹介することは認められているが、広告や宣伝等を含めた積極的な勧誘や契約は禁じられている。

「ラップ口座」を通じた資金運用については、富裕層等を中心としてニーズがあり、現状証券会社に認められている「ラップ口座」の契約締結について、銀行等が代理または媒介を行うことが認められれば、ワンストップショッピングでの顧客利便性の向上が実現可能である。また、「貯蓄から投資へ」という流れの中、より幅広い顧客層による証券市場へのアクセス機会の増大の観点からも、極めて有効であると考えられる。

したがって、銀行等による「ラップ口座」の勧誘に加えて、契約締結の代理もまたは媒介については解禁を認めることを検討すべきである。

（ウ）バックファイナンス禁止規制における総合口座貸越の適用除外【平成 19 年度措置】

証券取引法第 44 条第 3 号では、証券会社又はその役員若しくはその使用人が信用取引以外の方法によって金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買等を受託することを禁止しており、また同法第 65 条の 2 第 5 項の規定により、登録金融機関又はその役員若しくは使用人にも同規定は適用されている。これを受け、総合口座貸越が発生する蓋然性が高いとして、口座振替契約を付した投資信託累積投資や証券取引口座（自行のみならず委託証券会社口座を含む）等の商品・サービスの提供が制限されている。

証券取引法第 44 条第 3 の規定の精神は投機の抑制にあると考えられるが、総合口座貸越ではレバレッジは発生し得ず、むしろ元手資金の範囲内であり、一律に規制対象とすることは適当でない。同規定に、総合口座貸越等についての適用除外が認められれば、口座振替契約を付した証券取引口座の開設が可能となり、証券取引口座の残高が買付代金に僅かに及ばないがために未済が発生するような事態が回避され、顧客にとっての利便性向上・証券取引法の目的たる有価証券の円滑な流通に資する。

したがって、証券取引法第 44 条第 3 号に、総合口座貸越をはじめとして、一定の適用除外事例を規定すべきである。

（ウエ）地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止【平成 19 年度結論】

地方自治法施行令では、地方公金の収納・支払いの事務について、指定金融機関（以下「指定金」）の責任を明記するとともに、指定金の担保提供義務を規定している。また、地方公営企業法施行令にも、地方公営企業に関して同様の定めがある。

しかしながら、当該担保提供義務の規定は、指定金等の破綻や事務ミスによる損害賠償など広範な債務の履行を確保するためのものと考えられるが、①収納・支払いに係る地方公金は、仕掛かり中の決済債務および決済用預金として預金保険法により全額保護されており、保全の必要性は消滅している、②収納・支払いの事務について個別地公体と指定金が締結している事務委託契約の中で、損害賠償責任および担保について定めている、等の理由から、法令による担保提供の義務付けは過剰であると考えられ、担保徴求を行うか否かについては、当事者間に委ねられるべきである。

尚、同種の事務委託であるコンビニ収納等では、法令による担保提供義務はなく、整合性の観点から見直しの必要がある。

したがって、地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務については廃止すべきである。

~~（オ）銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等の第三者割当増資手続きの緩和【平成19年度結論】~~

~~銀行が第三者割当増資を行う場合には、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うことを想定し、例えば「資本充実の原則」などの関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある等との視点から、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、詳細に取り扱いが定められている。~~

~~しかしながら、銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合等は、監督指針が第三者割当増資として想定している「預金及び貸金等の業務を営む銀行が取引先に対し直接割当を行う」場合とは異なり、「資本充実の原則」の遵守や「優越的な地位の濫用」の防止等の観点から不適切な対応が行われることはない。~~

~~したがって、銀行持株会社が子銀行の株式等を引受ける場合や、銀行間の資本提携等により株式等を引受ける場合については、法令等遵守の問題が生じるおそれはなく、公募増資と同様の取り扱いとすべきである。~~

~~（エカ）信託兼営金融機関等に対する信託専門関連業務子会社が営む業務（信託兼~~

営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務の解禁【平成 19 年度結論】

信託専門関連業務子会社の営む代理業務を、親会社である信託兼営金融機関等が取扱い、窓口業務を担うといったニーズが存在するが、信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第 1 条第 1 項第 4 号から第 7 号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。

しかしながら、信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。さらに、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことも、業務の適正を損なう恐れはないと考えられる。

証券代行業務、相続関連業務等については実務上強いニーズがあり、本要望が手当てされれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、顧客利便の向上が期待できる。

したがって、信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務（信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る）の代理業務について解禁すべきである。

イ 証券

（ア）投資顧問業法第 35 条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化【平成 19 年度検討結論】

投資顧問業者に毎営業年度経過後 3 ヶ月以内に提出が義務付けられている営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。

投資顧問業者が信託業務等を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づく投資を行ったときは、投資顧問業法第 16 条第 1 項に規定する書面でこれを明らかにしなければならないが（投資顧問業法施行令第 13 条第 3 項、第 16 条）、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている（投資顧問業法第 23 条の 2 第 1 項、第 23 条の 3 第 1 項）。

したがって、内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第 16 条第 1 項に規

定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第 35 条に基づく営業報告書の記載事項につき、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討すべきである。においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。

（イ）有価証券購入代金のクレジットカード決済【平成 19 年度検討結論】

~~クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済対象の拡大によって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性が向上すると考えられる。~~

現在、証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする購入を勧誘することは金融商品証券取引法により禁止されており、有価証券購入代金の決済をクレジットカードで行うことに関しては、これに該当するおそれが強いため、現在行われていない。

~~他方、クレジットカード決済は、現金に代わる決済手段として一般的に普及している決済手段の一つであり、クレジットカードによる決済を認めることによって消費者にとって決済手段の選択肢が広がり、利便性の向上に資する面もある。同法における「金銭を貸し付けること」、或いは、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」に該当するか否かについて結論が出されていないため、有価証券購入時の代金決済手段として、クレジットカード決済は認められていない。~~

~~したがって、有価証券購入代金のクレジットカード決済に関しては、これらを踏まえ、金融商品取引法に基づく政令・内閣府令を整備するなかで、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」（金商法第 44 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 項第 1 号、第 66 条の 14 第 1 号ホ）としてどのようなものが考えられるかにつき等の観点から導入可否を検討し、結論を得るべきである。~~

~~（ウ）信託受益権販売業の規制の適用範囲の明確化【平成 19 年度結論】~~

~~信託受益権販売業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことはできないこととなっているが、投資家がポートフォリオ運営の一環として保有する信託受益権を信託受益権販売業者に売却する場合、「営業」に該当するか否かにつき、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却する際に、どのような手続きを踏むべきか、実務では混乱が生じている。~~

~~信託受益権販売業における金融庁のパブリックコメントでセーフハーバーが~~

~~設けられていない現在の状況を敷衍すれば、証券取引法で「業」と整理されていない投資家としての有価証券の売買も「業」に該当することを懸念する事態が生じかねない。また、デリバティブ取引でも「業」の解釈を巡って、議論が噴出することを念頭におけば、信託受益権販売業における「業」の解釈を明確化しておくことは、今後の議論に資する。信託受益権販売業者（金商法施行後は、金融商品取引業者）を相手方とする場合に、原則として「業」に該当しないことを明確化しておくことは、今後の金融商品取引法のカバーする領域を明らかにすることに繋がる。~~

~~したがって、投資家が保有する信託受益権を信託受益権販売業者のみに売却する場合、信託受益権販売業の登録が不要である旨を明確にすべきである。~~

ウ 保険

（ア）保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 19 年度~~結論検討~~】

昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。

また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。

保険業法 107 条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社又はその子会社が一般事業会社の議決権を 10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を 10 年間に限り 10%超保有することが認められている。~~このこのため、~~10 年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則 56 条に規定するベンチャー企業の範囲を合理的限度で拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものとも考えられる。

したがって、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業などにまで拡大することなどを検討すべきである、幅広いベンチャー企業にまで拡大するとともに、10%超の投資を行った

~~企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とすべきである。~~

（イ）保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成19年度検討措置】

企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効であると考えられる。

現在、保険会社は投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、~~保険会社の業務範囲規制の観点から問題ない可能性もある保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。~~

また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。

したがって、保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。

~~（ウ）保険会社の業務の代理、事務の代行の届出制への移行【平成19年度結論】~~

~~保険会社の経営資源の有効活用や、既存の募集チャネルを活用した生損保のクロス・マーケティングを可能とする観点から、保険会社は、他の保険会社の業務の代理や事務の代行を行うことが出来るが、当該業務を行うためには内閣総理大臣の認可を要することとされている。~~

~~他の保険会社の業務の代理、事務の代行を営むことを認可にかからしめているのは、生損保兼営禁止の趣旨や子会社方式による相互参入を認めた趣旨に反しないか否かをチェックする必要があるからとされ、具体的には業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人が確保されているか等、認可申請者として業務の代理等を的確に行う能力を備えているかといった観点からの審査を行うこととされている。~~

~~しかしながら、冒頭述べたような生損保の様々な商品を利用者に提供するといった観点からは、認可はその取得までに相応の期間を要するため、必ずしも本制度の十分な活用が図られているとは言えない面もあるほか、認可にかからしめている当該規制の目的の実現については、必ずしも認可という事前の強い規制でなくとも一定の要件を具備した旨の届出を課した上で、事後的な検査・~~

~~監督によって適切な業務が遂行されているか否かをチェックすることで達成されるものとする。~~

~~したがって、保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、保険会社の業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とすべきである。~~

~~（エ）保険会社の資産別運用比率規制の撤廃【平成 19 年度結論】~~

~~保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社については、例えば国内株式や外貨建資産の保有は総資産の 30%、不動産の保有は総資産の 20% を各々超えて資産運用してはならないとされている。~~

~~しかしながら、本来、保険会社のリスク管理は各保険会社が自らの責任で行うものであり、こうした運用比率を行政が事前に規制することは適当でない。~~

~~この点については、過去の政府の規制改革委員会等においても、事後の監督手法の充実等を図ることによって当該規制の廃止も含めた見直しをすべきといった方向性が示されている。実際に、こうした政府内での見解を踏まえ、事前の資産別運用比率規制に代わる事後監督手法としてオフサイトモニタリングの導入等が実施され、実施から約 5 年が経過する中でその定着と実効性が確保されており、過剰な規制となっている。~~

~~したがって、保険会社に対する資産別運用比率規制については撤廃すべきである。~~

（ウオ）自賠責保険の手続き等に関する各種規制の緩和【平成 19 年度結論】

金融分野においても様々な規制緩和が進んでいるなかで、自賠責保険の手続き等においては、なお合理的とは言えない規制が存在している。

例えば、保険契約者は自賠責保険証明書の記載内容に変更が生じた場合には、当該変更内容を証明書上に直接記入する形で手続きを完了し、自動車に備え付けなければ自動車の運行が出来ないこととされている。

これについては、変更内容を証明書へ直接記入するのではなく、変更手続きに一定の猶予期間を設けて、後日、保険会社から異動（変更）承認書を交付するという自動車保険の異動（変更）と同様の手続きを採ることが可能となれば、手続き期間中も当該車両を継続して運行することが可能となり、顧客利便の向上が図られることとなる。

また、自賠法において、同一の車両について複数の自賠責保険契約が締結された場合には保険期間の終期が早い方の契約を解約することと定められている。

しかしながら、仮に保険期間の終期が早い方の自賠責保険契約を継続させる

場合であっても、当該継続される契約が当該車両の車検期間を満たしていれば、無保険車が発生することは考えられず、契約者にとって、解約せずに継続させたい契約を選択することが可能となるという意味で、重複契約の解消と契約者の利便性も向上することとなる。

したがって、自賠責保険における変更手続き規制の緩和や重複契約時の解約規制の緩和等を含め、自賠責保険にかかる契約手続き等に関する各種規制についての緩和を検討し、結論を得るべきである。

(エカ) 共済事業にかかる契約者保護ルールの整備【平成 19 年度措置】

保険、共済ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはなく、対象を組合員に限定していても、共済の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、消費者保護のための規制は必要不可欠である。現在、制度共済は各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性が取れていない。

特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法及び中小企業等協同組合法と比較し、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分な内容となっている。また、具体的なルールは法令ではなく通達に規定されている。

したがって、消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制（責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置、兼業規制等）、情報開示規制、募集規制等について、消費生活協同組合の性質を踏まえ、保険業法等と整合的な規制を整備するとともに、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定すべきである。